

重要事項説明書

通所介護・予防給付型通所サービス

社会福祉法人 みどり会
指定通所介護事業所
みどりデイサービスセンター

通所介護・予防給付型通所サービス 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 073-427-0770（午前9：00～午後5：00）
担当：生活相談員

2. 当事業所の概要

(1) 事業所名及び所在地

事業所名	みどりデイサービスセンター
サービス種別	通所介護（令和4年7月1日指定） 予防給付型通所サービス（令和4年7月1日指定）
所在地	〒640-8256 和歌山市土佐町3丁目25番地
介護保険指定番号	和歌山市指定 3070114180

(2) 同事業所の職員体制

	人数	業 務 内 容
管理者	1名（兼務）	従業者の管理及び業務の管理
生活相談員	1名以上	利用の申し込みに係わる調整、利用契約、生活相談、レクリエーション等を通じた機能訓練、通所介護および予防給付型通所サービス計画の作成等
看護職員	1名以上	健康チェック、健康相談、機能訓練、床ずれ等の処置、急変時の対応、医療機関との連携等
介護職員	4名以上	通所介護および予防給付型通所サービスの提供

(3) 同事業所の設備の概要

定 員	30名
食堂及び機能訓練室	170.77㎡
浴室（介護福祉施設と共用）	一般浴槽 特殊浴槽

(4) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(5) 休 日 土曜日 日曜日 年末年始（12月31日～1月3日）

(6) 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、和歌山市とします。

3. サービス内容

- ①送迎 乗用車とリフト車を用意しています。
(車椅子使用の場合は介護員も同乗します)
- ②食事 カロリー・栄養バランスを考慮した四季折々の食事を提供します。
- ③入浴 スロープ・昇降リフト付大浴場、特殊機械浴槽で快適な入浴サービスを提供します。
- ④生活相談 利用者及び家族等の相談に応じます。
- ⑤健康チェック 来所時の血圧、脈拍、体温等、健康のチェックを行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

利用料については、別紙利用料金表を参照して下さい。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

- ①ご利用日の前日午後5時までにご連絡頂いた場合 無料
 - ②ご利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合 利用料の50%
- ※但し、体調不良等やむを得ない事情の場合はこの限りではありません。

(3) 支払い方法

金融機関からの口座振替を基本とさせていただきます。

但し、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談に応じ、対応させていただきます。

5. 当事業所の通所介護の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護状態等となった場合において、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ③ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用毎に看護職員による健康チェックを行います。
- ② 健康チェックの結果によりサービスの中止・変更等をする場合があります。
- ③ 設備、器具等の利用については、職員の指示に従っていただきます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供実施中に身体の変化等があった場合は、医師、看護職員等の指示により家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関、救急隊その他関係機関等へ連絡をいたします。

7. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

災害現場の状況を把握した上で、まず初期防止に努めます。初期における対応が困難な場合は、火災・救急・救助機関に速やかに通報し、利用者の安全の確保を迅速に行います。

(2) 防災設備

消火器、スプリンクラー、火災通報電話、火災受信機、屋内消火栓、火災通報機、感熱機等により災害に対応しています。

(3) 防災訓練

消防法及び関係法令に定められた訓練を実施しています。

(4) 警報、災害時等

警報、災害時等により、当日のサービス提供が中止になったり、時間を短縮する場合があります。

8. 身体拘束について

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

9. 虐待防止について

1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、その各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 業務継続計画の策定等について

1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所苦情受付担当者

生活相談員 TEL 073-427-0205

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①和歌山市役所 指導監査課 TEL 073-435-1319

②各市町村介護保険担当課

(和歌山市役所 介護保険課) TEL 073-435-1190

③和歌山県国民健康保険団体連合会 TEL 073-427-4662

④和歌山県運営適正化委員会 TEL 073-435-5527

⑤和歌山県庁 長寿社会課 TEL 073-441-2527

10. 第三者による評価の実施 (有 ・ 無)

(実施年月日) _____ (評価機関) _____

(評価結果) _____

通所介護および予防給付型通所サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

< 住 所 > 和歌山市和佐中 2 1 3 番の 1

< 名 称 > 社会福祉法人 みどり会

< 代表者氏名 > 理事長 古 梅 弘 ⑩

説明者

< 所 属 > みどりデイサービスセンター

< 氏 名 > ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護・予防給付型通所サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ ⑩

身元引受人

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ ⑩

(続柄 :)

【みどりデイサービスセンター契約書別紙 料金表①】

令和6年6月 改定

通所介護サービス利用料金（1日あたり）※要介護1～5の認定を受けられている方

要介護等の区分	利用時間	サービス料金	利用者負担額（1割）
要介護 1	2～3 時間	2, 793円	280円
	3～4 時間	3, 799円	380円
	4～5 時間	3, 984円	399円
	5～6 時間	5, 853円	586円
	6～7 時間	5, 997円	600円
	7～8 時間	6, 757円	676円
	8～9 時間	6, 870円	687円
要介護 2	2～3 時間	3, 193円	320円
	3～4 時間	4, 344円	435円
	4～5 時間	4, 559円	456円
	5～6 時間	6, 911円	692円
	6～7 時間	7, 076円	708円
	7～8 時間	7, 979円	798円
	8～9 時間	8, 123円	813円
要介護 3	2～3 時間	3, 604円	361円
	3～4 時間	4, 919円	492円
	4～5 時間	5, 155円	516円
	5～6 時間	7, 979円	798円
	6～7 時間	8, 174円	818円
	7～8 時間	9, 243円	925円
	8～9 時間	9, 397円	940円
要介護 4	2～3 時間	4, 025円	403円
	3～4 時間	5, 473円	548円
	4～5 時間	5, 751円	576円
	5～6 時間	9, 037円	904円
	6～7 時間	9, 253円	926円
	7～8 時間	10, 506円	1, 051円
	8～9 時間	10, 691円	1, 070円
要介護 5	2～3 時間	4, 436円	444円
	3～4 時間	6, 038円	604円
	4～5 時間	6, 336円	634円
	5～6 時間	10, 105円	1, 011円
	6～7 時間	10, 352円	1, 036円
	7～8 時間	11, 789円	1, 179円
	8～9 時間	11, 995円	1, 200円

上記の利用料金以外に下記の金額が自己負担額として加算されます。

入浴介助加算Ⅰ	1日につき	41円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	19円
事業者が送迎を行わない場合	片道につき	-49円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月のサービス利用料合計(介護保険外サービスを除く)の9.2%	

※料金表は自己負担が1割の場合です。所得に応じて2割または3割負担となる場合がございますので、お手元の「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※介護保険の単位数での計算上、端数等の関係により若干の誤差が生じる場合があります。

裏面に続く

【 その他の料金（介護保険対象外） 】

昼食代（食材料費及び調理費）		500円
オムツ代金 （施設の物を使用された場合）	テープ止め	130円
	リハビリパンツ	180円
	フラット	80円
	尿とりパッド	50円
散髪（月2回 訪問美容師が実施しております）		2,000円

尚、以上の他ご利用者の希望により、身の回り品又は教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係わる費用は、自己負担となります。

<< 以 下 余 白 >>

【 みどりデイサービスセンター契約書別紙 料金表② 】

令和6年6月 改定

介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付型通所サービス利用料金（1ヶ月あたり）※要支援1・2の認定を受けられている方

要支援の区分	サービス料金	利用者負担額（1割）
要支援1 事業対象者	18,465円	1,847円
要支援2 要支援2相当の事業対象者	37,187円	3,719円

上記の利用料金以外に下記の金額が自己負担額として加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1 事業対象者	74円
	要支援2 要支援2相当の事業対象者	148円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月のサービス利用料合計（介護保険外サービスを除く）の9.2%	
事業者が送迎を行わない場合	片道につき （要支援1・事業対象者 上限8回、要支援2 上限16回）	- 49円

※料金表は自己負担が1割の場合です。

所得に応じて2割または3割負担となる場合がございますので、お手元の「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※介護保険の単位数での計算上、端数等の関係により若干の誤差が生じる場合があります。

※要支援者および総合事業対象者へのサービス提供時間は6～7時間です。

【 その他の料金（介護保険対象外） 】

昼食代（食材料費及び調理費）		500円
オムツ代金 （施設の物を使用された場合）	テープ止め	130円
	リハビリパンツ	180円
	フラット	80円
	尿とりパッド	50円
散髪（月2回 訪問美容師が実施しております）		2,000円

尚、以上の他ご利用者の希望により、身の回り品又は教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係わる費用は、自己負担となります。